

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和4年8月10日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 0件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101544号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2200014号

第1 結論

平成18年7月から平成20年6月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年7月から平成20年6月まで

請求期間当時、継続して国民年金保険料の免除申請をしていたにもかかわらず、請求期間だけが免除と記録されていない。

当時は体調が悪く、社会保険事務所(当時)に行くことも難しかったが、自動的に免除になっていたと思う。

免除に関して、当時、社会保険事務所の担当者と電話で話した際、確認して連絡する旨返答されたがその後折り返しの電話がなかったことや、私の住所地が誤って登録されていたことから、請求期間の免除記録も漏れているのではないかと思う。

このような状況であったことから気付くのが遅くなってしまったが、調査の上、請求期間を全額免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間前後の期間は、いずれも国民年金保険料の申請全額免除期間と記録されているところ、請求者は、請求期間についても申請全額免除期間である旨主張している。

しかしながら、請求者の国民年金保険料免除・納付猶予申請書(以下「免除申請書」という。)、当該免除申請の審査に係る資料等について、A年金事務所は、請求期間の前後である平成17年度及び平成20年度分は保管しているが、請求期間である平成18年度及び平成19年度分については見つからなかった旨回答している。

一方、請求者は、請求期間当時、自動的に国民年金保険料が免除になっていたと思う旨主張しているところ、国民年金法施行規則の改正により、平成17年7月からは、全額申請免除者について、翌年度以降引き続き同一の事由により申請を行う旨を申し出たときは、翌年度以降の免除申請書の提出を省略する取扱い(以下「継続申請」という。)となったが、前述の平成17年度に係る免除申請書等において、請求者が継続申請に係る申し出を行った様子はいかがえない。

また、前述の平成20年度に係る免除申請書等において、i)平成21年4月6日に、請求者から免除承認を受けたはずである期間の国民年金保険料の納付書が届いた旨の問い合わせがあり、A社会保険事務所は請求者に免除申請書を送付した旨の記載があること、ii)同年4月13日に請求者が免除申請書(継続申請を希望する旨の申し出あり)を同事務所に郵送により提出していることから、平成21年4月の時点において、請求期間が継続申請の対象となっていた様子はいかがえない。

さらに、請求期間当時の制度では、前述の平成21年4月の時点において、国民年金保険料

の免除が承認される期間は、平成 20 年 7 月から平成 21 年 6 月までであることから、請求期間に係る平成 18 年度及び平成 19 年度については、免除が遡って承認されることはない。

このほか、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101091号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200053号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①のうち、平成29年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を別表の1のとおり訂正することが必要である。
平成29年8月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成29年8月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における請求期間①のうち、平成29年3月21日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を別表の2のとおり訂正することが必要である。
平成29年3月から同年7月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 3 請求者のA社における請求期間②のうち、平成31年1月1日から令和元年9月1日までの期間の標準報酬月額を別表の3のとおり訂正することが必要である。
平成31年1月から令和元年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
- 4 請求者のA社における請求期間②のうち、令和元年9月1日から令和3年5月10日までの期間の標準報酬月額を別表の4のとおり訂正することが必要である。
令和元年9月から令和3年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
- 5 請求者のA社における請求期間③について、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和3年5月10日から同年6月21日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を別表の5のとおりとすることが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :
- 2 請求内容の要旨
請求期間 : ① 平成29年3月21日から同年9月1日まで
② 平成31年1月1日から令和3年5月10日まで
③ 令和3年5月10日から同年6月21日まで

A社に係る厚生年金保険被保険者期間のうち、請求期間①及び②については、標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低い額となっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

請求期間③については、令和3年5月10日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、同年6月20日まで勤務し、給与が支給されていたので、当該資格喪失年月日を

同年6月21日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成29年8月1日から同年9月1日までの期間について、請求者から提出されたA社に係る給料支払明細書（以下「明細書」という。）により、請求者が当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①のうち、平成29年8月1日から同年9月1日までの期間について、当該期間は訂正請求書受付日（令和3年10月29日。以下「訂正請求受付日」という。）において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、厚生年金特例法が適用される期間であるところ、同法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち、平成29年8月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、別表の1のとおり訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る平成29年8月1日から同年9月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は令和3年5月10日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間①当時の事業主及び現在の代表取締役等に照会を行ったところ、当該者から回答はないものの、年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を見ると、事業主は、請求者に係る平成29年3月21日の資格取得時の報酬月額を34万円と届け出ており、当該報酬月額に基づく標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額（34万円）と一致していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、平成29年3月21日から同年8月1日までの期間について、請求者から提出された明細書により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間①のうち、平成29年3月21日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の明細書により確認できる報酬月額及び日本年金機構の回答から、別表の2のとおり訂正することが妥当である。

- 3 請求期間②のうち、平成31年1月1日から令和元年9月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたところ、令和2年4月6日付けで、平成31年1月1日に遡って15万円に減額処理されていることが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録によると、請求期間②のうち、平成31年1月1日から令和元年9月1日までの期間において厚生年金保険被保険者期間を有する者は請求者を除き二人であるところ、当該二人の標準報酬月額についても、令和2年4月6日付けで、平成31年1月1日に遡って減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された明細書により確認できる平成31年1月1日から令和元年9月1日までの期間に係る各月の給与支給額は、減額処理後の標準報酬月額（15万円）を上回っていることが認められる。

また、年金事務所が保管するA社に係る滞納処分票によると、請求期間②当時、同社には厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、令和2年4月6日付けで行われた減額処理は、事実即したものと考え難く、請求者について、平成31年1月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る記録は有効なものとは認められない。

以上のことから、請求期間②のうち、平成31年1月1日から令和元年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、別表の3のとおり訂正することが必要である。

- 4 請求期間②のうち、令和元年9月1日から令和3年5月10日までの期間について、当該期間は訂正請求受付日において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法が適用される期間であるところ、当該期間に係る標準報酬月額については、同法に基づき報酬月額に見合う標準報酬月額を認定することとなる。

したがって、請求期間②のうち、令和元年9月1日から令和3年5月10日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された明細書により確認できる、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額から、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として、別表の4のとおり訂正することが必要である。

- 5 請求期間③について、当該期間は訂正請求受付日において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法が適用される期間であるところ、オンライン記録によると、A社は令和3年5月10日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるものの、商業登記の記録及び請求者から提出された明細書により、請求者は当該期間において同社に勤務し、給与が支給されていることから判断すると、同社は当該期間において、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和3年5月10日から同年6月21日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された明細書により確認できる、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額から、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として、別表の5のとおりとすることが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101091号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200053号

1 【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成29年8月	38万円	34万円

2 【厚生年金保険法(第75条本文)による訂正】

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成29年3月から同年7月まで	38万円	34万円

3 【厚生年金保険法(第75条ただし書)による訂正】

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成31年1月から令和元年8月まで	44万円	15万円

4 【厚生年金保険法による訂正】

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
令和元年9月から令和3年4月まで	38万円	9万8,000円

5 【厚生年金保険法による訂正】

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
令和3年5月	38万円	—

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101000号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200054号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和26年1月25日、喪失年月日を昭和27年8月1日に訂正し、昭和26年1月から昭和27年7月までの標準報酬月額を3,500円とすることが必要である。

昭和26年1月25日から昭和27年8月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和26年1月25日から昭和29年1月1日まで

年金事務所において、夫(訂正請求記録の対象者)の死亡の届出を行ったところ、夫のA社における未統合の被保険者記録が見つかった。

しかし、夫のA社における被保険者記録について、資格喪失年月日が記載されていなかったため、年金事務所から資格喪失年月日を認容日(昭和26年2月1日)とする旨の説明を受けたが、生前、夫から同社に住み込みで3年くらい働いていたと聞いていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、訂正請求記録の対象者の基礎年金番号に統合されていないA社に係る厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)によると、訂正請求記録の対象者は、昭和26年1月25日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した記録を確認できるが、喪失年月日欄が空欄のため資格喪失年月日を確認することができない。

また、厚生年金保険手帳番号払出簿において、A社で被保険者資格を取得し、厚生年金保険の手帳番号の払出記録がある18人のうち訂正請求記録の対象者を含めた5人については、旧台帳の資格喪失年月日欄が空欄であることが確認できるところ、いずれの者の旧台帳の備考欄には、「自27.8.1名簿(紛失)一部照合済台帳 32.7.13認定」の記録が確認できる。

さらに、上述の18人のうちオンライン記録において、資格喪失年月日を確認することができた7人のうち3人について、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿に添付された資料に、社会保険庁(当時)と協議の上、資格喪失年月日を記録した旨の記載が認められるところ、日本年金機構は、前述の旧台帳の備考欄に記録された日付及び当時の事務処理は不明である旨回答している。

加えて、A社の事業所情報を確認できるオンライン記録、厚生年金保険被保険者名簿及び商

業登記の記録は見当たらないことから、訂正請求記録の対象者の勤務状況について、同社、事業主等に確認することができない上、訂正請求記録の対象者及びオンライン記録で居所が確認できた元同僚はいずれも死亡しており、請求者の主張どおり、訂正請求記録の対象者が昭和 29 年 1 月 1 日まで同社で勤務していたことを確認又は推認できない。

これらを総合的に判断すると、請求期間当時、社会保険出張所（当時）における A 社に係る年金記録の管理が適切に行われていなかったことが認められるところ、日本年金機構は、訂正請求記録の対象者に係る旧台帳の記録に関する事務処理は不明である旨回答しているが、旧台帳に記録された「32. 7. 13 認定」の日付については、昭和 32 年 4 月以降、厚生年金保険の被保険者に関する記録事務を機械化して中央に集約することを目的とし、厚生省保険局に年金業務室（後の社会保険業務センター）が設置され、社会保険出張所で管理する旧台帳を年金業務室に移管するとともに、いわゆるパンチカード方式が導入されたことに伴い、社会保険出張所において旧台帳の整理が行われた時期と符合することから、年金記録の機械化に伴う被保険者記録の整備が行われた日付を記録したものと推認できる。

また、旧台帳の「自 27. 8. 1 名簿(紛失)」及び「一部照合済台帳」の記録から、昭和 27 年 8 月 1 日時点で訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者名簿を紛失していた事情がうかがえることからすると、少なくとも昭和 26 年 1 月 25 日から昭和 27 年 8 月 1 日までの期間については、訂正請求記録の対象者に係る年金記録が管理されていたものと考えられることから、訂正請求記録の対象者の資格喪失年月日を同年 8 月 1 日とすることが妥当である。

なお、昭和 26 年 1 月から昭和 27 年 7 月までの標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者の旧台帳の記録から、3,500 円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200053号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2200015号

第1 結論

昭和54年*月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年*月から昭和56年3月まで

請求期間について、父が、大学生であった私の国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を支払ってくれていた。

しかし、年金記録において、請求期間の国民年金被保険者記録がないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者は請求期間において大学生であり、請求者又は請求者の父が当該期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金に任意加入し、請求者の基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が住所地の市町村において払い出される必要があるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、戸籍の附票において確認できる請求者の当該期間当時の住所地であったA県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、当該期間において、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、請求者又は請求者の父は、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者は、自身の請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は父が行ってくれた旨主張し、自身で国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は行っていない旨陳述しているところ、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする請求者の父は既に亡くなっていることから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、請求者又は請求者の父が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101383号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2200016号

第1 結論

昭和47年*月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年*月から昭和55年3月まで

私が20歳になった時に、父が私の国民年金の加入手続きを行い、私を含め扶養家族全員の国民年金保険料を納付してくれていたが、年金記録を見ると、請求期間が未納となっている。

当時、父は自営業者だったので、父が確定申告する際、家族全員の国民年金保険料の領収証書を会計事務所が確認しており、父が請求期間に係る保険料を納付してくれていたことは間違いないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者が20歳となった昭和47年*月頃に、父が請求者の国民年金の加入手続きを行い、請求者を含め扶養家族全員の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続きを行い、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、請求者の記号番号(*)は昭和56年2月5日にA市において払い出されており、当該記号番号の前後の国民年金被保険者記録から判断すると、請求者の加入手続きは昭和56年1月頃に行われたものと推認できる。

また、A市の担当者は、請求者に係る同市の国民年金被保険者名簿の納付記録欄に「47」から「54」までの数字の横にはいずれも「000000」とそれぞれ記載が確認できることから、昭和47年度から昭和54年度までの請求者に係る国民年金保険料は未納であったと考えられる旨陳述している。

さらに、国民年金法の時効に関する規定により、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は2年であることから、前述の加入手続きの際に、請求者が20歳に到達する昭和47年*月に遡って国民年金被保険者資格を取得したとしても、請求期間の大半の期間については、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

一方、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号が必要となるところ、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に別の記号番号が払い出された記録は見当たらない。

加えて、請求者の国民年金の加入手続きを行い、当該保険料を納付したとされる請求者の父は既に亡くなっている上、請求期間当時、請求者の父の事業に係る税務処理を受託していた会計事務所の担当者は、請求期間当時の資料は既に廃棄済みである旨陳述しており、当時の具体的な状況を確認することができない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家

計簿、確定申告書控等) はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101059号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200055号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成18年5月23日から同年9月23日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を17万円、同年6月及び同年7月の標準報酬月額を22万円、同年8月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成18年5月23日から同年9月23日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年5月23日から同年9月23日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成18年7月10日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成18年7月10日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年5月23日から同年9月23日まで
② 平成18年7月

私は、平成13年1月5日から平成18年9月22日までの期間、A社の派遣労働者として就業していたにもかかわらず、退職後に送られてきたねんきん特別便を見ると、請求期間①については、被保険者期間が平成13年1月5日から平成18年5月22日までしかなく、請求期間②については、同社から賞与の支給を受けたが、当該期間に係る標準賞与額の記録がなかった。

そこで、A社に確認したところ、同社から年金記録の訂正をB社会保険事務所(当時)に依頼し、給与から控除された厚生年金保険料も同事務所に全額納付済みである旨が記載された書面が届き安心していた。

ところが、その後に届いたねんきん特別便を確認すると、請求期間①及び②の記録が訂正されていなかったため、本来の年金記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された給与支給明細書、雇用保険被保険者離職票及び預金通帳並びにA社の元事業主及び元事務担当者の回答により、請求者が、請求期間①において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準

報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年5月を17万円、同年6月及び同年7月を22万円、同年8月を18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成24年9月1日に適用事業所ではなくなっているところ、同社の親会社とするC社は、平成18年5月から同年9月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているが、同年5月から同年9月までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失年月日が同年5月23日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、請求者から提出された賞与に係る給与支給明細書によると、請求者は、当該期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、前述の賞与に係る給与支給明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、前述の預金通帳により確認できる振込日から、平成18年7月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成24年9月1日に適用事業所ではなくなっているところ、同社の親会社とするC社は、平成18年7月について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているが、同年7月について、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失年月日が同年5月23日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。